

# 行田市公共下水道事業の設置等に関する条例など 9議案を可決・認定



議場風景 (12月定例会)

12月定例会には、市長提出議案9件が提出され、すべての案件を原案のとおり可決・認定するとともに、諮問2件を適任としました。

また、議員提出議案1件が提出され、可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

## 市長提出議案

### 例 法改正に伴う 条例の一部改正等

○行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(原案可決)

法令の改正に伴い、国民健康保険税の見直し等を行うものです。

主な改正点は、医療分の賦課限度額の引き上げ及び特別対象被保険者等に係る国民健康保険税の軽減手続きの際に、雇用保険受給者証の提示を要しなくなったことです。

### 〔主な質疑〕

**問** 改正による影響を受ける世帯はどのくらいの収入または所得のある家庭か。

**答** 夫婦2人と子ども2人の計4人の世帯で、夫婦ともに介護保険第2号被保険者でそのうち1人に所得があり、かつ固定資産税がない場合、医療分については現行では所得が81.8万3千円以上の世帯が対象となるが、改正後は所得が88.3万9千円以上、給与収入に換算すると110.3万9千円以上の世帯が対象と

なる。

**問** 賦課限度額を引き上げなかった場合、補助金減額などの罰則規定はあるのか。

**答** 罰則は規定されていない。

○行田市手数料条例の一部を改正する条例 (原案可決)

建築基準法の改正に伴い、

一定の条件を満たし、特定行政庁が認める建築物の敷地については接道規制を適用しないとされたこと等に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

### 〔主な質疑〕

**問** 認定申請を市が行うこととなつた理由は。

**答** これまでは建築審査会の同意を得て許可を受けていたが、許可実績が蓄積されたことから、一定の要件に適合する場合、建築審査会の同意を得ずに市が認定行為を行うことで建築が可能となつたことによるものである。

○行田市公共下水道事業の設置等に関する条例 (原案可決)

本市の公共下水道事業において、経営状況を明らかにし、経営の健全化を図ることを目

的として、平成31年度から地方公営企業法の財務規定等を適用するため、本条例を制定するものです。

### 〔主な質疑〕

**問** 既に先行して条例制定を行っている自治体は数多くあるが、なぜこの時期に条例制定を行うこととなつたのか。

**答** 平成27年1月に、人口3万人以上の団体の下水道事業は平成31年度までに公営企業会計を導入するよう要請する総務大臣通知が出された。この要請を受け総合的に検討した結果、本市においては平成31年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用することとした。

**問** 第5条「議会の同意を要する損害賠償責任の免除」の中で、議会の同意が必要な賠償金額を30万円と定めている。また、第7条「議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等」の中で、議決が必要な負担付きの寄付または贈与の受領金額を2千万円、市の義務に属する損害賠償の額の決定を150万円以上と定めているが、これらの金額の設定根拠は。